



脳梗塞で当時の記憶が不明瞭なまま スピード違反を認めてしまったが

会社からの帰宅途中、スピード違反取締りの検問で捕まりました。ところが、その前後の記憶がはっきりしません。取調べにあつた警察官が私の異常に気付き、取調べ後、両親に連絡して迎えに来させ、私は病院に連れていかれました。すると、なんと脳梗塞と診断されて緊急入院するハメになったのです。記憶がはっきりしないのはその影響かと思えます。入院中にも呼び出しが来て検察庁に行き、主治医に言われていたとおり「運転中に脳梗塞が起つた」ことを説明し、「記憶が定かでない」と言つたところ、検察官は「そんなはずはない。そんな言い逃れは通用しない。スピード違反を認めないなら裁判にかける」とさんざん言いはずかしめられ、結局記憶がはっきりしない事実を認めて、免許30日と罰金7万円の処分を受けました。このことがいまでも心に引っかかっているのですが、私はどうしたらよかつたのでしょうか。

検察官が信用してくれるかどうかは別として、はっきりしていることは、アナタが制限速度を超えるスピード(罰金をくらつた)のだから、少

なくとも30 オバーで走つていたらとつとつと、その運転中に脳梗塞を起したことの2点だ。この脳梗塞がどの時点で発生し、どの程度運転に影響を与えたかによつては、スピード違反の責任を問われないで済む場合もあり得る。
例えば、脳梗塞を起したこつによつてアクセルを踏み込んでしまつた形になり、そのまま自由な速度調整が期待できない状態で検問にかつた場合などが考えられるのではないだろうか。
脳梗塞でそのような状態になり得るのかとつとつ、はっきりしたことは言えない。そこは医学専門家に聞いてみなければわからないところだ。しかし、そのようなこつが絶対になつたとは言えない。問題は、そのような可能性も視野に入れ、どのように取調べに対応していけばよいかとい

うことだ。

さて、アナタは検察官から「認めないなら裁判にかける」と脅かされたさつだから(言つ側)その気がなくつても言われる側としては大いにドツキリしてしまつたから、脅かされたと言つても文句はあるまい、まずは交通違反と裁判あるいは罰金・反則金の制度について説明しておこつた。

軽微な交通違反は反則金の支払いで処理が済まされ、罰金や禁固、懲役などの刑罰を受けるこつはない。しかし、30 を超えるスピード違反や無免許運転、酒気帯び運転は反則金では済まされず、「刑罰」を受けるこつになる。その場合でも、すべてを公開の法廷で正式裁判するのではなく、簡易裁判所の略式命令という形で処理されるものもある。具体的には、50万円以下の罰金または科料に当たる場合で、かつ検察官が略式命令でよかつつと判断し、違反者も事実を認めて略式命令を受けるこつを承知している場合だ。

普通の人には正式裁判を受けるよりも略式命令がよいと考えるから、認めないなら裁判にかける」という脅し文句が通用するこつになる。
ただ、否認してもすべてが正式裁判になるといわけではない。本人が否認しているこつで、違反事実の証明が難しいと検察官が判断し、立件を見送るこつもある。
さて、こつのような制度を背景にして、検察官や検察官が取り調べを行うこつになるが、いづれにしても、検察官としては否認されると嫌なもの。違反事実を否認している者に対しては、高圧的で大きな物言いで一方的に決めつけたよつな物言いで、もなりがちだ。そのよつに言えば本人があきらめて本當のこつを言つのではないか、といふ患惑もある。



イラスト / 中野豪

は医学的な問題もあり、もしかすると責任がないとも考えられる。検察官ももつと慎重であつてもよかつたのではないか。

そして、アナタとしてはもつと検察官を慎重にさせるための工夫が必要だつたのではないか。取調べに臨むときも、主治医の診断書を用意し、「運転中に脳梗塞を起したものとと思われる」との意見書も書いてもらつておくべきだつた。また、自分でも医学書などを見て、少なくとも取調べ検察官よりは詳しい知識をもつて臨みたかつた。その結果、検察官に「もつと慎重な対応が必要かな」と思わせるこつができていたならば、結論はまつたよつな異なつていた可能性

診断書を用意して慎重な取調べを受けたなら
結論はまつたよつな異なつていたかもしれない



横山康博 弁護士

とかが難しくなりがちな法律問題を誰にでもわかりやすく語るこつのできる、市民感覚をもつた弁護士。時には弁護士らしからぬ発言で周りを驚かせるこつもあるが、最後にはちゃんと問題を解決する頼りになる存在だ。

〒162-8615 東京都新宿区榎町 39-201
マガジン「悩む前に解決しましよ」係
FAX : 03-3269-7190
eメール : magx@din.or.jp